

資料 2 - 2

< 参考資料 >

# 河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 2 8 年 6 月

# 河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う**区間主義**によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、**水系一貫主義**の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)**に係る河川で国土交通大臣が指定する**一級河川**、**一級水系以外に係る河川**で都道府県知事が指定する**二級河川**、これらの河川以外で市町村長が指定する**準用河川**に区分されている。

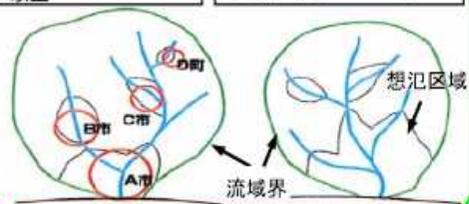
## 一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km<sup>2</sup>以上の水系

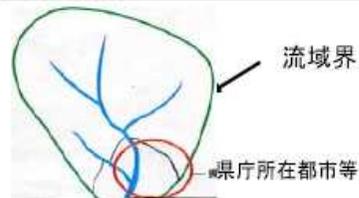
流域面積概ね500km<sup>2</sup>以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

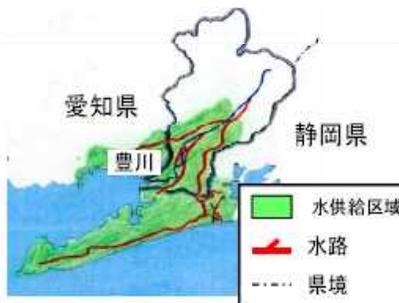
想定氾濫区域内の面積が概ね100km<sup>2</sup>以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のため必要な水系

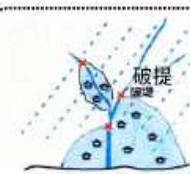


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



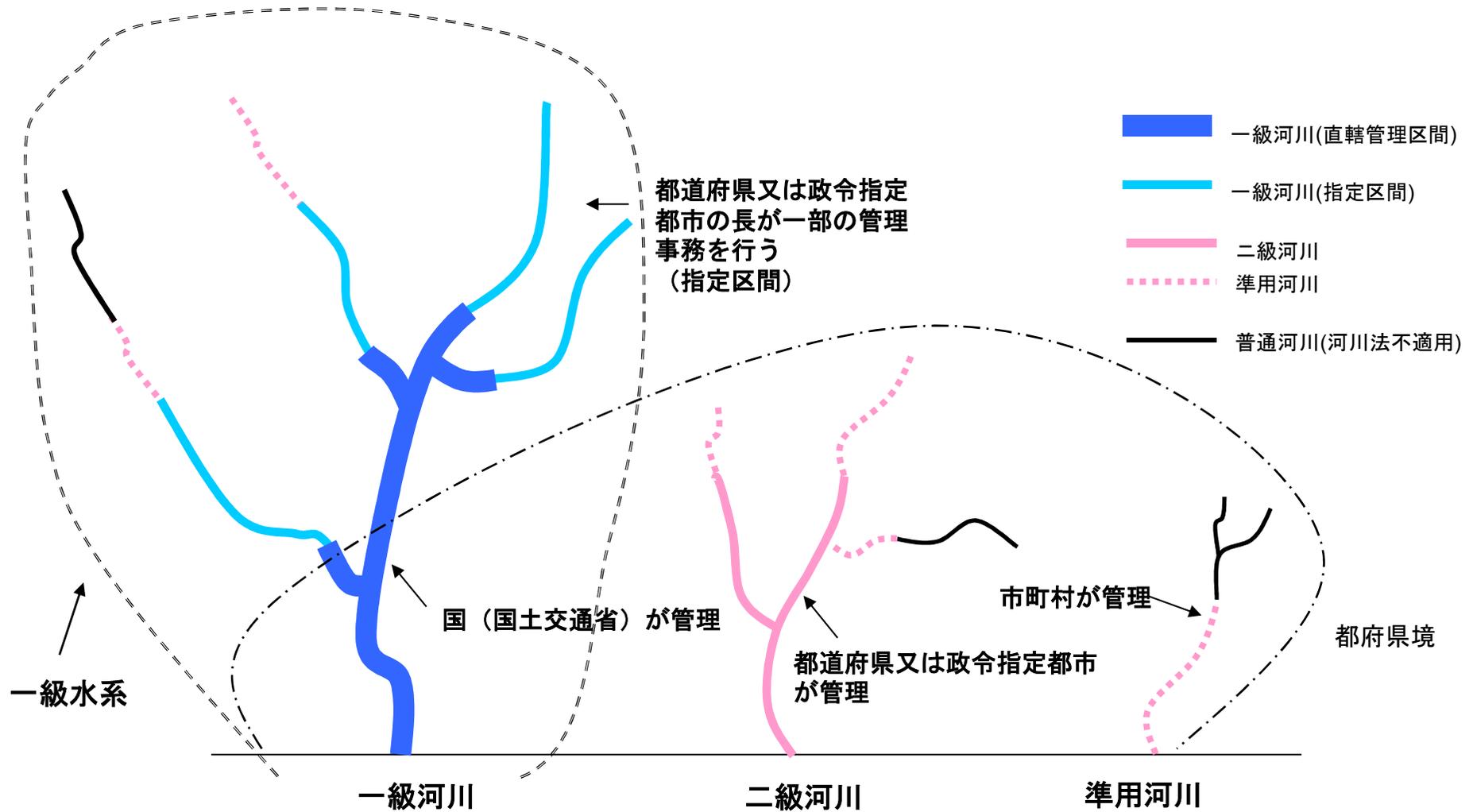
洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



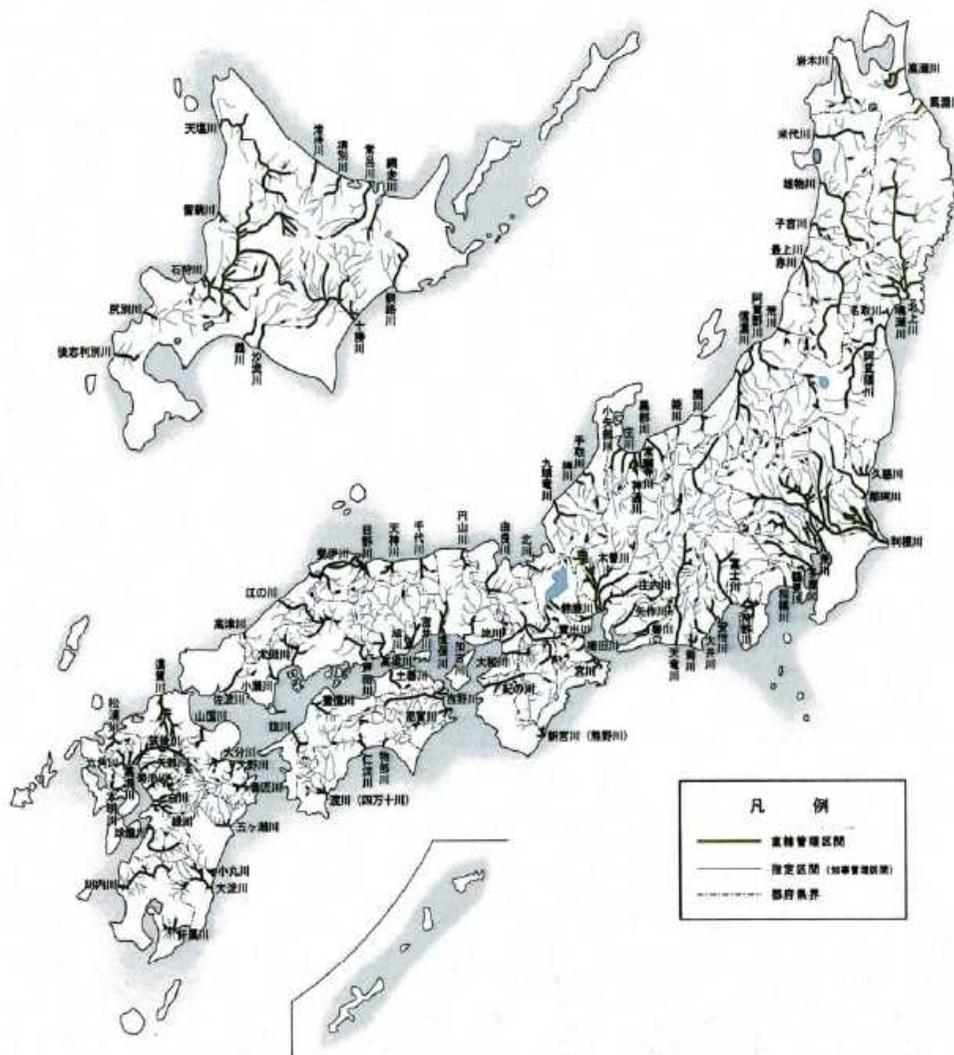
国による抜本的な洪水対策を実施

# 河川の管理区分について(イメージ図)



# 一級水系一覧

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川水系	37	姫川水系	73	江の川水系
2	塩滑川水系	38	黒部川水系	74	の津川水系
3	通別川水系	39	常願寺川水系	75	吉井川水系
4	常呂川水系	40	神通川水系	76	旭川水系
5	網走川水系	41	庄川水系	77	梁田川水系
6	留萌川水系	42	小矢部川水系	78	高瀬川水系
7	石狩川水系	43	取川水系	79	太田川水系
8	後志川水系	44	手楯川水系	80	小瀬川水系
9	釧路川水系	45	狩野川水系	81	小佐川水系
10	十勝川水系	46	富士川水系	82	波野川水系
11	流川水系	47	安土川水系	83	那賀川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	土器川水系
13	釧路川水系	49	安土川水系	85	重信川水系
14	十勝川水系	50	天竜川水系	86	物部川水系
15	高瀬川水系	51	天竜川水系	87	濃部川水系
16	高瀬川水系	52	矢作川水系	88	濃部川水系
17	北上川水系	53	庄内川水系	89	濃部川水系
18	利根川水系	54	木曾川水系	90	濃部川水系
19	利根川水系	55	木曾川水系	91	濃部川水系
20	阿武隈川水系	56	雲出川水系	92	濃部川水系
21	米代川水系	57	楠宮川水系	93	濃部川水系
22	米代川水系	58	宮川水系	94	濃部川水系
23	吉上川水系	59	由良川水系	95	濃部川水系
24	最上川水系	60	大和川水系	96	濃部川水系
25	赤松川水系	61	大和川水系	97	濃部川水系
26	久慈川水系	62	大和川水系	98	濃部川水系
27	利根川水系	63	大和川水系	99	濃部川水系
28	利根川水系	64	大和川水系	100	濃部川水系
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	大野川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	大内川水系
				109	肝川水系

## 一級河川指定による効果

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

# 一級河川指定による効果

## 一級河川に係る国の費用負担の原則

### 直轄区間(河川法第60条第1項)

#### 河川改修等

国庫負担率… $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

#### 河川維持修繕等

国庫負担率… $10/10$  …等の国による費用負担  
(残りは都道府県が負担)

### 指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

#### 河川改修等

国庫負担率… $1/2$ (河川改修工事)、  
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、  
 $2/3$ 又は $5/10$ 等…等の国による費用負担

(参考)

<準用河川に対して国費が支出されるケース> (残りは都道府県が負担)

#### 防災・安全交付金

総合流域防災事業による準用河川改修事業(国費率 $1/3$ )

一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内で、過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの等の一定の要件に該当するものに対して交付。

等の交付金制度がある。

### 河川法以外の効果

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、**普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)**となる。また、特別交付税において、準用河川の改修費も算定資料となる。

※普通交付税:交付税総額の96%、特別交付税:交付税総額の4%

<普通河川は対象外>

# 一級河川指定手続きの流れ

## 一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・各省協議・関係都道府県への意見照会、承認(河川法第4条第3項)

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)

・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



・官報告示(一級河川指定)

## 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※なお、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

# 一級河川指定等関係公文書（写）

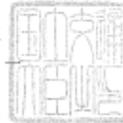
国社整審第6号  
平成28年5月13日

国水政第71号  
平成28年4月27日

社会資本整備審議会会長  
三村明夫 殿

河川分科会  
分科会長 小池 俊雄 殿

国土交通大臣  
石井 啓



社会資本整備審議会  
会長 三村 明夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

河川法第4条第1項の一級河川の指定等について（付託）

標記について、別添のとおり一級河川の指定又は指定の変更を行いたいので、

河川法第4条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求める。

平成28年4月27日付け国水政第71号により当審議会に意見を求められた河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

# 一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号  
 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更する。同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。  
 平成 年 月 日

表一 石狩川水系

国土交通大臣 石井 啓一

変更	区分		名称	区分	
	新	旧		上流端	下流端
新	旧	幾春別川	小熊沢の合流点	石狩川への合流点	
新	旧	幾春別川	右岸 七林班へ小班地先 左岸 三笠市国有林岩見沢事業区三百九十九林班へ小班地先 同市国有林岩見沢事業区三百五十一林班へ小班地先	石狩川への合流点	
新	旧	幾春別川	右岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百二十九林班へ小班地先 左岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班地先	幾春別川への合流点	
新	旧	幾春別川	右岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百二十九林班へ小班地先 左岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班地先	幾春別川への合流点	
新	旧	幾春別川	右岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百二十九林班へ小班地先 左岸 三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班地先	幾春別川への合流点	

表二 名取川水系

変更	区分		名称	区分	
	新	旧		上流端	下流端
新	旧	川内沢川	中沢の合流点	南貞山運河への合流点	
新	旧	川内沢川	宮城県名取市愛島笠島字中ノ沢八番二	南貞山運河への合流点	
新	旧	川内沢川	宮城県名取市愛島笠島字北中峯七番	川内沢川への合流点	

表三 利根川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	武蔵水路	星川からの分派点	荒川への合流点

表四 淀川水系

変更	区分		名称	区分	
	新	旧		上流端	下流端
新	旧	大宮川	大津市坂本町字東塔南谷四千二百二十番地先の関西電力貯水堰堤	琵琶湖への流入点	
新	旧	大宮川	大津市坂本町地先大宮谷林道四号橋下流	足洗川への合流点	

表五 九頭竜川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	吉野瀬川放水路	吉野瀬川からの分派点	日野川への合流点

備考

(一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。  
 (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等がこの表のとおり改めることを示す。  
 (三) 「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。  
 (四) これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。